

島根県報

平成26年7月11日 (金) **号外 第 9 6 号** (每週火·金曜日発行)

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

月 次

【規 則】				
職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人	事	課)	2
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(IJ)	3
看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則	(医療	政策	5 課)	3
【訓 令】				
職員の任免発令式の一部改正	(人	事	課)	3
島根県職員服務規程の一部改正	(")	5
【公企規程】				
島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(企業)	局総 積	务課)	8
【病院局規程】				
島根県病院局職員就業規程の一部改正				8
【教委規則】				
島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則	(教育)	宁 総 剤	簩課)	9
市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	(IJ)	12
市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正	(IJ)	12
する規則				
【教委訓令】				
県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正	(教育)	宁 総 科	务課)	13
職員の任免発令式の一部改正	(IJ)	16
教育職員の任免発令式の一部改正	(")	17
【人委規則】				
人事記録に関する規則の一部を改正する規則				19
職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則				19
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則				19
島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則				20
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則				20
職員の配偶者同行休業に関する規則				20
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則				21
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則				22
県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則				23
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則				24
職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則				25
県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する				25
規則				

公布された条例等のあらまし

◇職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第61号)

- 1 規則の概要
 - (1) 配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のある月について、退職手当の額を算定する際の取扱いを定めることとした。(第4条の7関係)
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第62号)

- 1 規則の概要
 - (1) 57歳以上の職員の昇給は、その者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとすることとした。(第3条関係)
 - (2) 職員の配偶者同行休業に関する条例の施行に伴う規定の整備
- 2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

◇看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第63号)

- 1 規則の概要
 - (1) 知事は、平成22年度から平成27年度までの間に次に掲げる者に看護学生修学資金を貸与することを決定する場合にあっては、次に定める額を修学資金の額とすることができることとした。 (附則第2項関係)
 - ア 助産師養成施設の最終学年に在学する者 月額100,000円
 - イ 島根県の区域外に所在する看護師養成施設に在学する者(通信制の課程に在学する者を除く。) 月額50,000 円
 - (2) (1)のアの適用を受けようとする者は、貸与申請書に、在学する学年の記載された在学証明書を添えなければならないこととした。 (附則第4項関係)
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和29年島根県規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条の7第1号中「ものを除く。)」の次に「若しくは職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第1条に規定する配偶者同行休業」を加える。

附則第6項中「総理府令(以下本項において「総理府令」という。)」を「内閣官房令」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年島根県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「職員を」を「職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を」に、「同項」を 「前項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 57歳以上の職員で57歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職するものの第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて一般職員の例により決定するものとする。

第6条中「第18条第1項」の次に「並びに職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第9条第 1項」を加える。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第63号

看護学生修学資金貸与規則の一部を改正する規則

看護学生修学資金貸与規則(昭和37年島根県規則第70号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項中「平成25年度」を「平成27年度」に改め、同項第2号中「で、当該看護師養成施設の最終学年又は最終学年の1学年前の学年に在学するもの」を削る。

附則第4項中「附則第2項の」を「附則第2項第1号の」に改め、「現に在学する学年の前の学年までに取得した単位 に係る成績証明書(附則第2項第1号に掲げる者のうち看護師養成施設を卒業して助産師養成施設へ進学したものにあっ ては、在学した看護師養成施設の成績証明書)及び」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

島根県訓令第4号

本 庁

地方機関

職員の任免発令式(昭和32年島根県訓令第14号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表第1のIのI0(1)、20(1)、6、14030(1)0ア及び14040(1)0ア中「 $\bigcirc\bigcirc$ グループ課長」を「 $\bigcirc\bigcirc$ 課長」に改め、同表のI023中「休業及び職務復帰」の次に「(育児休業の場合)」を加え、同表のI0230次に次のように加える。

23の2 休業及び職務復帰(自己啓発等休業の場合)

(1) 自己啓発等休業を承認する場合

島根県職員 氏 名

職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 自己啓発等休業の期間を延長する場合

島根県職員 氏 名

自己啓発等休業の期間を 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰

ア 自己啓発等休業期間の満了による場合

島根県職員 氏 名

自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した

イ 自己啓発等休業の承認の失効による場合

島根県職員 氏 名

自己啓発等休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 自己啓発等休業の承認の取消しによる場合

島根県職員 氏 名

自己啓発等休業の承認の取消しにより職務復帰した

23の3 休業及び職務復帰(配偶者同行休業の場合)

(1) 配偶者同行休業を承認する場合

島根県職員 氏 名

職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 配偶者同行休業の期間を延長する場合

島根県職員 氏 名

配偶者同行休業の期間を 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰

ア 配偶者同行休業期間の満了による場合

島根県職員 氏 名

配偶者同行休業期間の満了により職務復帰した

イ 配偶者同行休業の承認の失効による場合

島根県職員 氏 名

配偶者同行休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 配偶者同行休業の承認の取消しによる場合

島根県職員 氏 名

配偶者同行休業の承認の取消しにより職務復帰した

附 則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

島根県訓令第5号

本 庁

地方機関

島根県職員服務規程(昭和46年島根県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第15条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

- 第15条の2 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条の規定による配偶者同行休業の承認を申請する場合は、配偶者同行休業承認申請書(様式第3号の13)を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。
- 2 職員は、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長を申請する場合は、配偶者同行 休業承認申請書を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。
- 3 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項各号に該当する事由が生じた場合は、配偶者同行休業に係る状況変更届(様式第3号の14)を所属長を通じ人事課に提出しなければならない。 様式第3号の12の次に次の2様式を加える。

様式第3号の13 (第15条の2関係)

				配偶者同行休業	承認	申請書					
									年	月	日
	島	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·									
				申請者	所	属					
					職	名					
					氏	名					
	下	配偶者同行休業 記のとおり 期間の延長	ž	を申請します。							
1		申請の区分		配偶者同行休業(2、	3及	び4に記入)					
1				期間の延長(2、3及	なび5	に記入)					
2	ſ	氏名									
申	Ą	職業									
請		請求時の所属先の名称									
に		(所在地)	()
係	3	外国滞在事由									
る		外国滞在中の所属先の名称									
配		(所在地)	()
偶		外国滞在事由の		-			-			_	
者		継続する期間		年	月	日から	年	月	日まで	C	
	<u> </u>	職員及び配偶者の外国									
3		滞在中の住所(居所)									
4		申 請 期 間		年	月	目から	年	月	日まで	で	
5		延長の期間		年	月	日から	年	月	日まっ	で	
		既に配偶者同行休業									
		 をしている期間		年	月	日から	年	月	日まで	で	
6		備考									

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入 し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 4 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第3号の14 (第15条の2関係)

配偶者同行休業に係る状況変更届			
	年	月	目
島根県知事様			
所 属			
職名			
氏 名			(EII)
次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。 1 届出の事由			
1 /			
□ 配偶者が職員の配偶者でなくなった。			
□ 配偶者と生活を共にしなくなった。			
□ 配偶者同行休業条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった。			
□ 配偶者同行休業条例第7条第2号に掲げる事由に該当することとなった。			
2 届出の事由が発生した日 年 月 日			

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

島根県公営企業管理規程

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第7号

島根県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第33条の表中

第15条第2項 人事課 総務課 を

Γ

第15条第2項	人事課	総務課
第15条の2第1項	人事課	総務課
第15条の2第2項	人事課	総務課
第15条の2第3項	人事課	総務課

改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

島根県病院局管理規程

島根県病院局管理規程第8号

島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第43条の表中

第15条第2項 人事課 県立病院課 を

Γ

第15条第2項	人事課	県立病院課	
第15条の2第1項	人事課	県立病院課	1.7
第15条の2第2項	人事課	県立病院課	(_,
第15条の2第3項	人事課	県立病院課	

_

に

様式第3号の12 島根県知事 島根県病院事業管理者 を

Γ

様式第3号の12	島根県知事	島根県病院事業管理者	
様式第3号の13	島根県知事	島根県病院事業管理者	に改
様式第3号の14	島根県知事	島根県病院事業管理者	

坆

める。

附則

この規程は、平成26年7月11日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第16号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則(昭和36年島根県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第10条の6の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

- 第10条の7 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」と いう。) 第2条の規定による配偶者同行休業の承認を申請する場合は、配偶者同行休業承認申請書(様式第4号の15) を所属長に提出しなければならない。
- 2 職員は、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長を申請する場合は、配偶者同行 休業承認申請書を所属長に提出しなければならない。
- 3 配偶者同行休業をしている職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項各号に該当する事由が生じた場合は、配偶者同 行休業に係る状況変更届(様式第4号の16)を所属長に提出しなければならない。
- 4 所属長は、前3項に規定する承認申請書又は変更届の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならな

様式第4号の14の次に次の2様式を加える。

様式第4号の15 (第10条の7関係)

				配偶者同行休業	承認	申請書					
									年	月	日
	島	根県教育委員会教育長 様									
				申請者	所	属					
					職	名					
					氏	名					
		配偶者同行休業	€ ,								
	٢	記のとおり 期間の延長	7	を申請します。							
				記							
		+ + o F /\		配偶者同行休業 (2、	3及	び4に記入)					
1		申請の区分		期間の延長(2、3及	なび5	に記入)					
2	E	5 名									
申	耶										
請		請求時の所属先の名称									
に		(所在地)	()
係	Þ	外 国 滞 在 事 由									
る		外国滞在中の所属先の名称									
配		(所在地)	()
偶		外国滞在事由の		<i>L</i>	-		<i></i>	-	- 1		
者		継続する期間		年	月	目から	年	月	日まて		
		職員及び配偶者の外国									
3		滞在中の住所(居所)									
4		申 請 期 間		年	月	目から	年	月	日まて	ŝ	
5		延長の期間		年	月	目から	年	月	日まて	\$	
		既に配偶者同行休業		æ		пак	⊬		пт~		
		をしている期間		年	月	日から	年	月	日まて	•	
6		備 考									

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること
 - 4 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第4号の16 (第10条の7関係)

配偶者同行休業に係る状況変更届			
	年	月	日
島根県教育委員会教育長 様			
所属			
職名			
氏 名			(FI)
ルのしいが7月ゼロケル※17万フルフル・ハーボ エアルル・のイフル川ナル			
次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので届け出ます。			
1 届出の事由			
□□配偶者が死亡した。			
□ 配偶者が職員の配偶者でなくなった。			
□ 配偶者と生活を共にしなくなった。			
□ 配偶者同行休業条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった。			
□ 配偶者同行休業条例第7条第2号に掲げる事由に該当することとなった。			
2 届出の事由が発生した日			
年 月 日			

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第17号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第17条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第25条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条 の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第25条第2項中「引きつづき」を「引き続き」に改め、「自己啓発等休業をし」の次に「、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第28条の2中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合 第28条の12中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第29条の9第2項中「第23条」を「第22条」に、「第26条」を「第25条」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に 改める。

第29条の13の2第1項第3号、第29条の13の3第2項第2号及び第29条の13の4第2項中「自己啓発等休業をし」を「自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」に改める。

第31条の12中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第37条の2第1項第2号ア中「第19条」を「第18条」に、「第23条」を「第22条」に改める。

	[<u> </u>	l .
5	刊表第7の3中	4以上	3	2	1	を
						J
Γ						
ſ	- 22.1		_	_	1 1.19	and the first section of the section
	2以上	1	0	0	に改め、同表備	

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定及び別表第7の3の改正規定(同表備考の改正規定を除く。)は、平成27年1月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

島根県教育委員会規則第18号

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県教育委員会規則第8号)の一部を 次のように改正する。

第2条第9号中「又は」を「、」に改め、「第10条」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第10条」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第6号

本 庁

県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程(昭和42年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

第17条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業)

- 第17条の2 教職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」 という。)第2条の規定による配偶者同行休業の承認を申請する場合は、配偶者同行休業承認申請書(様式第7号の 12)を所属長に提出しなければならない。
- 2 教職員は、配偶者同行休業条例第6条第1項の規定により配偶者同行休業の期間の延長を申請する場合は、配偶者同 行休業承認申請書を所属長に提出しなければならない。
- 3 配偶者同行休業をしている教職員は、配偶者同行休業条例第8条第1項各号に該当する事由が生じた場合は、配偶者 同行休業に係る状況変更届(様式第7号の13)を所属長に提出しなければならない。
- 4 所属長は、前3項に規定する申請書又は変更届の提出があった場合は、速やかに教育長に提出しなければならない。 様式第7号の11の次に次の2様式を加える。

様式第7号の12 (第17条の2関係)

				配偶者同行休業	承記	忍申請書					
									年	月	目
	島	h根県教育委員会教育長 様									
				申請者	島	· ···································			学校		
					鵈	我 名					
					氏	5 名					(EII)
		配偶者同行休美	É								
	下	記のとおり期間の延長	Ž	を申請します。							
				記							
				配偶者同行休業(2、	3 7						
1		申請の区分		期間の延長(2、3及							
2	E	 氏 名	 -	7/41/3 - / 22/2 (= (- //2)	-	- 1 10/1/					
申	\vdash	·	-								
請		請求時の所属先の名称									
に		(所在地)	()
係	\vdash										,
る		外国滞在中の所属先の名称	:								
配配		(所在地)	()
偶		外国滞在事由の	+ -								,
者		継続する期間		年	月	日から	年	月	日まで	C C	
	1	教職員及び配偶者の外国									
3		滞在中の住所(居所)									
4		申 請 期 間		 年	月	日から	年	月	———— 日まで	<u> </u>	
5		延長の期間			月		年	月	日まで		
		既に配偶者同行休業	-								
		をしている期間		年	月	日から	年	月	日まで	Ć	
6		備考									

- (注) 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 教職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、請求時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること
 - 4 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第7号の13 (第17条の2関係)

配偶者同行休業に係	る状況	兄変更届			
			年	月	日
島根県教育委員会教育長 様					
	島	 表県立	学校		
	職	名			
	氏	名			
1 届出の事由					
□ 配偶者が死亡した。					
□ 配偶者が教職員の配偶者でなくなった。					
□ 配偶者と生活を共にしなくなった。					
□ 配偶者同行休業条例第7条第1号に掲げる事由に該当	するこ	ととなった。			
□ 配偶者同行休業条例第7条第2号に掲げる事由に該当	するこ	ととなった。			
2 届出の事由が発生した日 年 月 日					

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

島根県教育委員会訓令第7号

本

教 育 事 務 所

埋蔵文化財調査センター

教 育 機 関

県 立 学 校

職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

別表第 1 の I の 24中「休業及び職務復帰」の次に「(育児休業の場合)」を加え、同表の I の 24の次に次のように加える。

24の2 休業及び職務復帰(自己啓発等休業の場合)

(1) 自己啓発等休業を承認する場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により自己啓発等休業を承認する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 自己啓発等休業の期間を延長する場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

自己啓発等休業の期間を 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰

ア 自己啓発等休業期間の満了による場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

自己啓発等休業期間の満了により職務復帰した

イ 自己啓発等休業の承認の失効による場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

自己啓発等休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 自己啓発等休業の承認の取消しによる場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

自己啓発等休業の承認の取消しにより職務復帰した

24の3 休業及び職務復帰(配偶者同行休業の場合)

(1) 配偶者同行休業を承認する場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する

期間は 年 月 日から 年 月 日までとする

(2) 配偶者同行休業の期間を延長する場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

配偶者同行休業の期間を 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰

ア 配偶者同行休業期間の満了による場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

配偶者同行休業期間の満了により職務復帰した

イ 配偶者同行休業の承認の失効による場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

配偶者同行休業の承認の失効により職務復帰した

ウ 配偶者同行休業の承認の取消しによる場合

島根県教育委員会事務局○○職員

氏 名

配偶者同行休業の承認の取消しにより職務復帰した

附 則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

島根県教育委員会訓令第8号

本 庁

教育事務所

県立学校

教育職員の任免発令式(昭和61年島根県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成26年7月11日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

別表第1 (その1) の17(2)中「期間は」の次に「 〇〇年〇月〇〇日から」を加え、同表の17(3)中「地方公務員法第 26条の5第1項の規定に基づき」を「職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により」に改め、「期間は」の次に「 〇〇年〇月〇〇日から」を加え、同表の17(5)に次のように加える。

コ 配偶者同行休業期間の満了による場合

職名氏名

配偶者同行休業期間の満了により職務復帰した

サ 配偶者同行休業承認の失効による場合

職名氏名

配偶者同行休業承認の失効により職務復帰した

シ 配偶者同行休業承認の取消しによる場合

職名氏名

配偶者同行休業承認の取消しにより職務復帰した

別表第1 (その1) の17中(5)を(8)とし、(4)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6) 自己啓発等休業の期間を延長する場合

職名氏名

自己啓発等休業の期間を ○○年○月○○日まで延長する

(7) 配偶者同行休業の期間を延長する場合

職名氏名

配偶者同行休業の期間を 〇〇年〇月〇〇日まで延長する 別表第1 (その1) の17(3)の次に次のように加える。

(4) 配偶者同行休業を承認する場合

職名氏名

職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する

期間は ○○年○月○○日から ○○年○月○○日までとする

別表第1 (その2) の15(2)中「期間は」の次に「 〇〇年〇月〇〇日から」を加え、同表の15(3)中「地方公務員法第 26条の5 第1 項の規定に基づき」を「職員の自己啓発等休業に関する条例第2条の規定により」に改め、「期間は」の次 に「 〇〇年〇月〇〇日から」を加え、同表の15(5)に次のように加える。

コ 配偶者同行休業期間の満了による場合

職名氏名

配偶者同行休業期間の満了により職務復帰した

サ 配偶者同行休業承認の失効による場合

職名氏名

配偶者同行休業承認の失効により職務復帰した

シ 配偶者同行休業承認の取消しによる場合

職名氏名

配偶者同行休業承認の取消しにより職務復帰した

別表第1 (その2) の15中(5)を(8)とし、(4)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6) 自己啓発等休業の期間を延長する場合

職名氏名

自己啓発等休業の期間を ○○年○月○○日まで延長する

(7) 配偶者同行休業の期間を延長する場合

職名氏名

配偶者同行休業の期間を 〇〇年〇月〇〇日まで延長する 別表第1 (その2) の15(3)の次に次のように加える。

(4) 配偶者同行休業を承認する場合

職名氏名

職員の配偶者同行休業に関する条例第2条の規定により配偶者同行休業を承認する

期間は ○○年○月○○日から ○○年○月○○日までとする

別表第2給料調整の項中「(昭和29年島根県条例第6号)」を削り、同表休業の項中「又は法第26条の5第1項」を「、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条」に改め、「自己啓発等休業を承認すること」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第2条の規定により配偶者同行休業を承認すること」を加え、同表延長の項中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務、自己啓発等休業又は配偶者同行休業」を加える。

別表第3採用の項中「(昭和29年島根県条例第6号)」及び「(昭和29年島根県条例第7号)」を削り、同表給料調整

の項中「(昭和29年島根県条例第7号)」を削り、同表休業の項中「又は法第26条の5第1項」を「、職員の自己啓発等 休業に関する条例第2条」に改め、「自己啓発等休業を承認すること」の次に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例 第2条の規定により配偶者同行休業を承認すること」を加え、同表延長の項中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務、 自己啓発等休業又は配偶者同行休業」を加え、同表派遣の項中「(昭和63年島根県条例第4号)」を削り、同表更新の項 中「(昭和27年島根県条例第7号)」を削る。

附則

この訓令は、平成26年7月11日から施行する。

人事委員会規則

人事記録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第12号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則(昭和29年島根県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表25休業の項中「法第26条の5第1項」を「職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年島根県条例第76号)第2条」に、「及び」を「、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第2条の規定により配偶者同行休業の承認をする場合、」に改め、同表26延長の項中「自己啓発等休業」の次に「、配偶者同行休業」を加え、同表27職務復帰の項中「自己啓発等休業中」の次に「、配偶者同行休業中」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第13号

職員の任用に関する権限を委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限を委任する規則(昭和37年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第9条第1項第1号に規定する任期を定めた採用の選考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第14号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年島根県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「及び第7号」を「、第7号若しくは第8号」に改め、同条第2号中「、第6号及び第7号」を「若しくは第6号から第8号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第15号

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部を改正する規則

島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則(平成16年島根県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第4の項第2号に次のように加える。

キ 職員の配偶者同行休業に関する規則(平成26年島根県人事委員会規則第17号)の規定による規程等の制定等

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第16号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年島根県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「)。」を「。」に改め、同項第3号中「及び」を「若しくは」に、「職員として引き続いた」を「職員としての引き続いた」に改め、同条第2項第1号中「第5条第1項」を「第4条の2第1項」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)第2条の承認を受けた職員が、配偶者同行休業 をした期間

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中村寿夫

島根県人事委員会規則第17号

職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「条例」という。)第12条 の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、人事委員会が別に定める申請書により、配偶者同行休業を始めようとする日の 1月前までに行うものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

- 第4条 条例第7条第2号の人事委員会規則で定める休暇は、次に掲げる休暇とする。
 - (1) 島根県企業局職員就業規程(昭和48年島根県公営企業管理規程第2号)第17条に規定する休暇
 - (2) 島根県病院局職員就業規程(平成19年島根県病院局管理規程第8号)第28条に規定する休暇 (配偶者の状況に変更があった場合等の届出)
- 第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、人事委員会が別に定める届出書によるものとする。 (職務復帰)
- 第6条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(職務復帰後の号給の調整日)

第7条 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める日は、1月1日とする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業の実施に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の目から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第18号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条 の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第5条の2第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」 を加える。

第11条に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第11条の13に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第12条の12の2第1項第3号、第12条の12の3第2項第2号及び第12条の12の4第2項中「自己啓発等休業をし」を「自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」に改める。

第12条の15の12に次の1号を加える。

- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合
- 第16条第1項に次の1号を加える。
- (8) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員
- 第16条第4項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第17条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第17条第4項第1号中「及び第4号」を「から第5号まで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

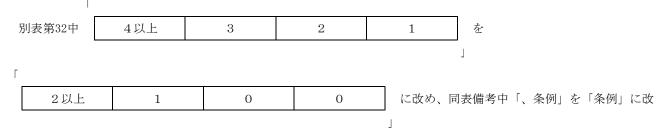
島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改め、同条中「57歳」を「、57歳」に改める。



める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。
 - (特定職員に関する特例)
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第31号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号。以下「条例」という。)第4条第6項に規定する55歳以上の職員で人事委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する職員とする。
- 3 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第4条第7項に規定する57歳以上の職員で人事委員会規則で定 めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する職員とする。
- 4 改正条例附則第2項に規定する特定職員に対する職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第29条第5項の規 定の適用については、同項中「別表第32」とあるのは、「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改 正する規則(平成26年島根県人事委員会規則第19号)附則別表」とする。

附則別表

昇給号給数表

昇給区分	A	В	С	D	E
	8以上	6	4	2	О
昇給の号給数	4以上	3	2	1	0
	2以上	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第4条第6項の規定の適用を受ける職員(附則第2項に規定する職員を除く。)に、中段の号給数は同条第6項の規定の適用を受ける職員(附則第2項に規定する職員に限る。)に、下段の号給数は同条第7項の規定の適用を受ける職員に適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第20号

県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。 第21条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第32条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第2条 の規定により配偶者同行休業を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第32条第2項中「自己啓発等休業をし」の次に「、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」を加える。

第35条の2中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合 第35条の13中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。
- (5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第36条の12の2第1項第3号、第36条の12の3第2項第2号及び第36条の12の4第2項中「自己啓発等休業をし」を「自己啓発等休業をし、配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をし」に改める。

第36条の15の12中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をした場合

第40条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている教育職員

第40条第4項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている教育職員として在職した期間については、その 2分の1の期間

第41条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 配偶者同行休業条例第2条の規定により配偶者同行休業をしている教育職員

第41条第4項第1号中「及び第4号に」を「から第5号までに」に改める。

別表第9の4中 4以上 3 2 1 を

2以上 1 0 に改め、同表備考中「、条例」を「条例」に改

める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第21条及び別表第9の4の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

(特定教育職員に関する特例)

- 2 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年島根県条例第32号。以下「改正条例」という。)附則第2項の規定により読み替えられた県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号。 以下「条例」という。)第11条第2項に規定する55歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教育職員とする。
- 3 改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第11条第3項に規定する57歳以上の教育職員で人事委員会規則で定めるものは、当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に在職する教育職員とする。
- 4 改正条例附則第2項に規定する特定教育職員に対する県立学校の教育職員の給与に関する規則第20条第5項の規定の 適用については、同項中「別表第9の4」とあるのは、「県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規 則(平成26年島根県人事委員会規則第20号)附則別表」とする。

附則別表

昇給号給数表

昇給区分	A	В	С	D	Е
昇給の号給数	8以上	6	4	2	О
	4以上	3	2	1	О
	2以上	1	0	0	О

備考 この表に定める上段の号給数は改正条例附則第2項の規定により読み替えられた条例第11条第2項の規定の適用を受ける教育職員(附則第2項に規定する教育職員を除く。)に、中段の号給数は同条第2項の規定の適用を受ける教育職員(附則第2項に規定する教育職員に限る。)に、下段の号給数は同条第3項の規定の適用を受ける教育職員に適用する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第21号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和63年島根県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び5項を加える。

(特殊現場作業従事手当の特例)

- 7 条例附則第4項に規定する人事委員会規則で定める職員は、東京事務所に勤務する職員とする。
- 8 条例附則第5項第1号に規定する人事委員会規則で定めるものは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機までの原子炉建屋とする。
- 9 条例附則第5項第2号に規定する人事委員会規則で定めるものは、配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴

- い、漏えいした放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業とする。
- 10 条例附則第5項第4号に規定する人事委員会規則で定める施設は、免震重要棟とする。
- 11 条例附則第7項に規定する作業に従事した時間には、条例附則第6項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第22号

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「又は」を「、」に改め、「第10条」の次に「又は配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例 第35号)第10条」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月11日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第23号

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年島根県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「又は」を「、」に改め、「第10条」の次に「又は配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例 第35号)第10条」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。